

青少年のための環境浄化に関する条例の一部改正の方向性 について

1 改正趣旨

青少年のための環境浄化に関する条例（昭和54年岩手県条例第35号）を改正し、青少年に対して児童ポルノ（※1）等の提供を要求する行為を禁止することにより、本県の青少年を健全に育成する環境を保持しようとするものです。

（※1）児童ポルノ

児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）に第2条第3項に規定する児童ポルノをいいます。

2 改正理由

（1）背景

「自画撮り被害」とは、だましたり、脅かしたりして青少年に自分の裸体等を撮影させた上、メール等で送らせる行為により、徐々に要求がエスカレートし性犯罪の端緒として受ける被害をいい、このことにより、インターネット上に拡散される不安等、青少年の心身に悪影響を及ぼし、人格形成に大きな障害につながる状況を惹き起こしているものです。

また、近年「児童ポルノ自画撮り」などSNSに起因する性犯罪等被害児童数は増加傾向にある中、全国では令和元年には過去最高となり、新たな社会問題となっています。

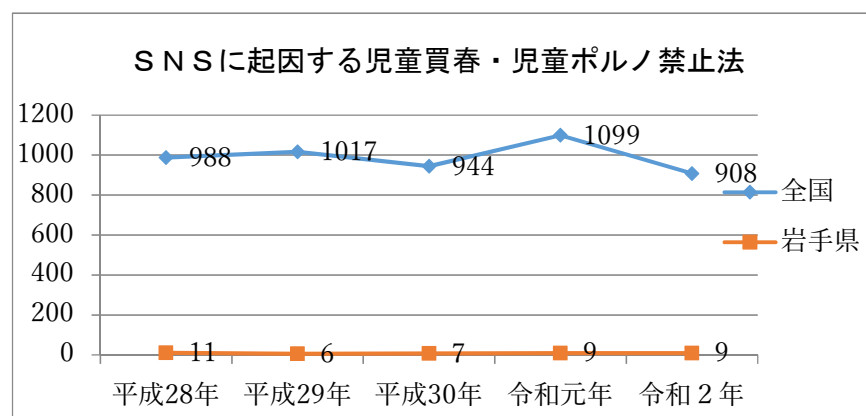
本県においても、自画撮り被害が全国と同様に確認されていることや、自画撮り被害に関する相談が相談機関に寄せられている状況にあり、青少年の健全な育成を阻害する要因となっています。

（2）改正の必要性

児童ポルノ等の提供を求める行為（青少年に対し自分の裸体を撮影・送信させる等の行為）は、インターネットの特性を悪用し、青少年の判断能力が未成熟であることに乗じて行われる極めて悪質なケースが多いものであり、このような犯行が社会的に許されない行為であることを明確に示し、社会全体で防止・抑止を図る必要があります。

また、全国的に自画撮り被害が増加傾向にある中、インターネットの性質上、自画撮り被害は加害者と被害者が異なる都道府県に所在することが多いことから、県内においても潜在的に青少年が自画撮り被害に遭遇していることが危惧されます。

このため、県内外のあらゆる者による児童ポルノ等の提供を要求する行為を禁止し、本県の青少年を健全に育成する環境を保持する必要があるものです。



3 改正内容

(1) 児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止

青少年自身に係る児童ポルノやその電磁的記録その他の記録の提供を、当該青少年に対して求める行為を禁止します。

(2) 児童ポルノ等の提供を求める行為に係る罰則

ア 児童ポルノ等の提供を求める行為のうち、不当な手段（※2）による要求行為を処罰対象とします。

（※2）不当な手段：次の種類のいずれかに該当する手段

- ・ 拒まれたにもかかわらず要求する。
- ・ 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により要求する。

イ 法定刑は、本条例や他県条例との均衡を考慮し、「30万円以下の罰金」とします。

(2) 児童ポルノの定義（児童買春・児童ポルノ禁止法第2条第3項）

写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物であって、次のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいう。

ア 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態

イ 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの

ウ 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

4 参考

(1) 児童ポルノ等の提供を求める行為を禁止するイメージ図

